

第4章 消費者教育推進の施策

1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育を推進する

(1) 学校教育において、消費者教育の内容充実に努める

- 教育委員会と連携を取りながら、市内小中学校に消費者教育の趣旨について周知を図る
 - ・学習指導要領に基づき、消費者教育を実施する
 - ・授業以外の時間も活用する
 - ・教材や指導事例の情報を提供する
 - ・消費者センターの出前講座の活用を推進する
 - ・リーフレットやパンフレットを作成し配布する
- 関係部局や外部の専門家を活用して授業内容の充実に努め、さらに、消費者教育に関連する他の教育との連携を推進する
 - ・消費者センター以外の市の出前講座を活用する
 - ・関連する多様な期間や団体、専門家による授業を行う
- 家庭での消費者教育を支援する
 - ・市の出前講座や関連する機関・団体、専門家の活用を推進する
 - ・リーフレットやパンフレットを作成し配布する

(2) 地域・職域において、消費者教育を受ける場の充実とその周知を図る

- ・広報紙やホームページによるPRを行う
- ・啓発物を作成し配布する
- ・街頭啓発を実施する
- ・市の出前講座を活用を推進する
- ・消費生活講演会・セミナーを開催する
- ・消費生活展、消費生活パネル展の内容を充実させる
- ・消費者教育関連の書籍やDVDの貸出を行う

(3) 各年代に必要な消費者教育の情報を発信する

- ① 幼児期から高校まで
 - ・学習指導要領に基づいた消費者教育を実施する
 - ・市の出前講座や多様な機関・団体、専門家を活用する
 - ・リーフレットやパンフレットを作成する
- ② 高専・大学・専門学校
 - ・市の出前講座や多様な機関・団体、専門家を活用する
 - 授業だけではなくオリエンテーションでの活用も進める
 - ・リーフレットやパンフレットを配布する
- ③ 地域・職域、高齢期
 - ・市の出前講座を活用する
 - PTA、町内会、老人クラブ、サークル
職場研修(一般・新人研修)
 - ・消費生活講演会・セミナーを開催する
 - ・消費生活展、消費生活パネル展の内容を充実させる
 - ・街頭啓発を実施する
 - ・消費者関連の書籍・DVDの貸出を行う
 - ・苫小牧市消費者被害防止ネットワークを活用した情報発信を行う
- ④ 共通の取り組みとして、消費者教育・消費者市民社会への理解周知を図る
 - ・広報紙やホームページによるPRを行う
 - ・リーフレットやパンフレットを作成し配布する
 - ・消費生活講演会・セミナーでの開催テーマとする
 - ・消費生活展、消費生活パネル展での情報発信をする
 - ・苫小牧市消費者被害防止ネットワークを活用した情報の発信を行う

2 消費者教育の担い手の育成を図る

(1) 消費者センターを消費者教育の拠点とし、その担い手としての消費生活相談員の育成を図る

- ・消費者センターの活動を周知する
- ・消費生活相談員の育成や技量向上に努める
 - 国民生活センターや国・道主催の研修会、セミナーへの参加機会の拡充に努める
 - 消費者センター内での研修会・勉強会を開催して、相談員の知識向上に努める

(2) 学校での消費者教育を担う教職員の指導力向上を支援する

- ・教材や指導事例の情報を提供する
- ・市の出前講座や多様な機関・団体、専門家による職員研修に活用する

(3) 多様な機関・団体などの協力を得て、消費者教育の担い手を育成する

- ・消費生活審議会や消費者被害防止ネットワークの構成団体に協力を依頼する
- ・消費者団体への支援を行う
- ・多様な消費者教育に関連する取り組みを後援する

3 多様な機関・団体との連携を強化する

(1) 高齢者等の消費者被害防止のために消費者被害防止ネットワークの活動を活性化

- ・消費者被害防止ネットワークへの参加団体を拡充する
- ・消費者被害防止ネットワークを利用した被害防止の取り組みを強化する
- ・高齢者など被害に遭いやすい人々への見守りを強化する
 - 消費者被害防止ネットワークを「消費者安全確保地域協議会」に位置づけ、消費者被害弱者への見守りを強化する

(2) 学校・地域等の消費者教育の内容充実にために、多様な機関・団体の知識・人材を活用する

- ・学校や地域などで多様な機関や団体、専門家による授業や講演会を実施する
- ・消費生活展、消費生活パネル展の内容を充実させる
- ・教職員の指導力向上や消費生活相談員の技量向上を支援する

(3) 多様な機関・団体との情報交換に努め、連携を強化する

- ・消費生活審議会や消費者被害防止ネットワークの構成団体間の連携を強化する
- ・消費者団体との情報交換を緊密にする